

定 款

株式会社イーグランド

2021 年 6 月 25 日 改訂

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社イーグランドと称し、英文では e' grand Co.,Ltd と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介及びそのコンサルタント業務
2. 経営コンサルタント業務
3. 建築の請負及びそのコンサルタント業務
4. 建築資材の販売
5. 不動産特定共同事業法に基づく事業
6. 不動産担保貸付及びその他の貸付の事務代行及び債務保証
7. 古物の売買業
8. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
9. 生命保険の募集に関する業務
10. 上記各号に関連付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売渡すことを請求することができる。

ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項、その他定款に別段の定めある場合を除き、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 4 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 5 当会社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 6 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 300 万円以上であらかじめ定めた額又は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第33条 監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員1名を選定することができる。

(監査等委員会)

第34条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

- 2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。

(中間配当金)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法423条第1項の行為に関する監査役の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条各項の定めるところによる。